

## 三豊総合病院企業団公告 第 1 号

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、三豊総合病院企業団契約規程（平成 22 年 4 月 1 日企業管理規程 36 号。以下「規程」という）により公告する。

令和 3 年 9 月 6 日

三豊総合病院企業団  
企業長 安東正晴

### 第 1 入札に付する事項

- 1 工事名：三豊総合病院企業団健診棟整備事業（建築工事）
- 2 施工場所：香川県観音寺市豊浜町姫浜 708 番地
- 3 工事概要：
  - (1) 建物用途：病院
  - (2) 構造・階数：（健診棟増築）鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階建  
1 階：放射線 2 階：内視鏡センター 3 階：健診センター 4 階：腎センター  
（既存改修）鉄筋コンクリート造 中央棟 B（西棟南）1・2 階  
鉄筋コンクリート造 西棟 1・2 階（健診棟連絡通路）  
（既存解体）鉄筋コンクリート造 保健福祉総合施設 地上 2 階建
  - (3) 建物規模：建築面積：（健診棟）1,068.89 m<sup>2</sup>  
延床面積：（健診棟）4,148.12 m<sup>2</sup>（既存改修部）1,334.39 m<sup>2</sup>  
（既存解体） 946.46 m<sup>2</sup>
  - (4) 工事種目 建築一式工事  
[別途工事]：昇降機設備工事、サイン工事
- 4 完成工期：（既存解体・健診棟）三豊総合病院企業団の指定する日から令和 5 年 3 月 31 日(水)まで  
（既存改修:中央棟 B） 令和 5 年 4 月 1 日(土)から令和 5 年 7 月 31 日(月)

### 第 2 入札に参加する者に必要な資格等

#### 1 入札参加資格を有する者

この入札に参加する者は、単体企業または特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1)単体企業又は、共同企業体の構成員に共通する要件

- ア. 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。(なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である)
- イ. 入札参加資格審査申請書提出期限日から落札者決定日までの間に、香川県、観音寺市、三豊市における建設工事指名停止等措置要領(以下「措置要領」という)による指名停止期間中の者でないこと。
- ウ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という)第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ. 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分(本地区における当該案件に応じた建設工事業の営業に関するものに限る)を受けていないこと。
- オ. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、三豊総合病院企業団の入札参加資格審査を受けた者。
- ② 民事再生法に基づく再生計画認可決定(確定したものに限る)を受けた者で、三豊総合病院企業団の入札参加資格審査を受けた者。

- カ. 香川県内に法第3条第1項に規定する営業所(以下「営業所」という)を有し、かつ当該営業所に5人以上の建築一式工事に係る技術者を有すること。(当該技術者は、法第26条の第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者であること。)
- キ. 参加資格申請書提出までの間に、2021年度・2022年度の三豊総合病院企業団(以下「企業団」という)の指定業者申請書を提出し、入札参加資格を有している者

(2) 単体企業又は、共同企業体の代表者の要件

- ア. 令和3年度対象の経営規模等評価結果通知書(入札参加資格審査申請書の提出日における直近のもの)での建築一式工事総合評価値(P)が1150点以上の者であること。
- イ. 地上部の構造がRC造又はSRC造で、一棟の延べ面積2,000㎡以上の病院用途に供する建築物の建築主体工事(新築、増築、改修、又は改築工事で、平成18年(2006年)4月1日以降に工事が完成し、引渡したものに限る。)の元請業者(共同企業体の場合は、代表者又は出資比率20%以上の構成員に限る。)としての工事实績があること。
- ウ. 配置技術者については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者(入札参加資格審査申請書提出期限日において当該入札参加企業と3か月以上の直接的な雇用関係にあるものに限る。)を専任で配置することが出来ること。
  - 1. 地上部の構造がRC造又はSRC造で、延べ面積2,000㎡以上の病院用途に供する建築物の建築主体工事(新築、増築、改修、又は改築工事で、平成18年(2006年)4月1日以降に工事が完成し、引渡したものに限る。)の元請業者(共同企業体の場合は代表者又は出資比率20%以上の構成員である場合も含む)の監理技術者、主任技術者又は現場代理人、担当技術者として(当該建築一式工事に係るものに限る。)としての工期(工期の終期は工事竣工年月日とする)の2分の1以上の工事实績、従事経験があること。
  - 2. 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(建築一式工事業に係るものに限る)及び監理技術者講習終了証を有する者で、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者。
- エ. 県内に主たる営業所(本社・本店)を有すること。

(3) 共同企業体の構成員(代表者を除く)の要件

- ア. 令和3年度対象の経営規模等評価結果通知書(入札参加資格確認申請書の提出日における直近のもの)での建築一式工事総合評価値(P)が1,000点以上の者であること。
- イ. 地上部の構造がRC造又はSRC造で、一棟の延べ面積2,000㎡以上の建築物の建築主体工事(新築、増築、改修、又は改築工事で、主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。また、平成18年(2006年)4月1日以降に工事が完成し、引渡したものに限る。)の元請業者(共同企業体の場合は、代表者又は出資比率20%以上の構成員に限る。)としての工事实績があること。
- ウ. 配置技術者については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者(入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加企業と3か月以上の直接的な雇用関係にあるものに限る。)を専任で配置することが出来ること。
  - 1. 地上部の構造がRC造又はSRC造で、延べ面積2,000㎡以上の建築物の建築主体工事(新築、増築、改修、又は改築工事で、平成18年(2006年)4月1日以降に工事が完成し、引渡したものに限る。)の元請業者(共同企業体の場合は、代表者又は出資比率20%以上の構成員である場合も含む。)の監理技術者、主任技術者又は現場代理人、担当技術者として(当該建築一式工事に係るものに限る。)の工事实績があること。
- エ. 県内に主たる営業所(本社・本店)を有すること。

#### (4) 共同企業体の資格要件

共同企業体にて入札参加をする場合は、次に掲げる資格要件のすべてに該当した共同企業体入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア. 共同企業体の代表者は、1-(1)及び1-(2)の条件を満たすこと。
- イ. 共同企業体の構成員(代表者を除く)は、1-(1)及び1-(3)の条件を満たすこと。
- ウ. 構成員の数は、2者又は3者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。
- エ. 各構成員の出資比率は、構成員が2者である場合は30%以上、3者である場合はそれぞれ20%以上であること。
- オ. 代表者は、出資の割合が構成員中最大であること。

#### (5) 重複応募の禁止

本工事入札には、「健診棟整備事業（電気設備工事）」及び「健診棟整備事業（給排水衛生設備工事）」、「健診棟整備事業（空気調和設備工事）」と重複して応募はできない。

## 2 入札参加資格の審査等

(1) 入札参加希望者は、2-(4)に規定する場所に期限までに以下の書類（以下「提出書類」という）を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア. 入札参加資格審査申請書(単体企業)：様式 1-1
- イ. 入札参加資格審査申請書(共同企業体)：様式 1-2
- ウ. 会社概要：様式 2
- エ. 工事実績調書：様式 3
- オ. 配置予定技術者調書：様式 4
- カ. 経営規模等評価結果通知書写し

※提出書類

単体企業の場合：ア～カ 共同企業体の場合：イ、ウ～カ(構成員とも)

(2) 提出書類は、郵便又は持参による提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 提出書類に記載すべき事項

- アまたは、イ： 入札参加資格審査申請書：単体企業もしくは共同企業体
  - ウ. 会社概要：1-(1)のウ、1-(2)、(3)ア、エに掲げる要件を満たす内容
  - エ. 工事実績調書：1の(2)、(3)のイに掲げる要件を満たす工事実績
  - オ. 配置予定技術者調書：1の(2)、(3)のウに掲げる要件を満たす配置予定の技術者の資格及び工事実績
  - カ. 経営規模等評価結果通知書写し（入札参加資格確認申請書の提出日における直近のもの）
- ※各提出書類記載内容等を証明する書類の写しを添付すること。

(4) 提出書類の受付及び参加資格の審査

- ア. 受付期間：令和3年9月7日（火）から令和3年9月16日（木）まで。  
ただし、土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。
- イ. 受付時間：午前9時から午後4時30分まで。
- ウ. 受付場所：香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地  
三豊総合病院 中央棟5階 施設課
- エ. 入札参加資格審査は、申請書等の提出期限日の翌日以降をもって行うものとし、その結果は、入札参加資格審査結果通知書をもって令和3年9月21日（火）までに発送、通知する。（共同企業体にあつては、その代表企業に送付するものとする）

(5) その他

- ア. 提出書類の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ. 提出された提出書類は、返却しない。

### 3 入札参加資格認定者について

- (1) 入札参加資格が認められた者（以下、「参加資格認定者」という）に限り、入札参加の対象者とする。
- (2) 参加資格認定通知者へ今後の入札スケジュールを入札参加資格確認通知書発送時に送付する。
- (3) 参加資格認定者は、入札スケジュールによる設計図書貸出時に配布する入札実施要領等に従い入札を行う。

### 4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、企業長に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和3年9月28日（火）午後4時30分までに三豊総合病院 中央棟5階 施設課へ持参により提出するものとする。
- (3) (1)の説明を求めたものに対する回答は、令和3年9月30日（木）までに発送する書面で行う。なお、この入札は、この手続きが完了したことを確認して行うものとする。

### 5 主な入札スケジュール予定

- ① 令和3年 9月 6日（月） 入札公告（入札参加資格審査申請案内及び入札要綱概要公告）
- ② 令和3年 9月 16日（木） 入札参加資格審査申請書提出期限
- ③ 令和3年 9月 21日（火） 入札参加資格審査結果通知書発送

[以降、入札参加資格認定者のみ]

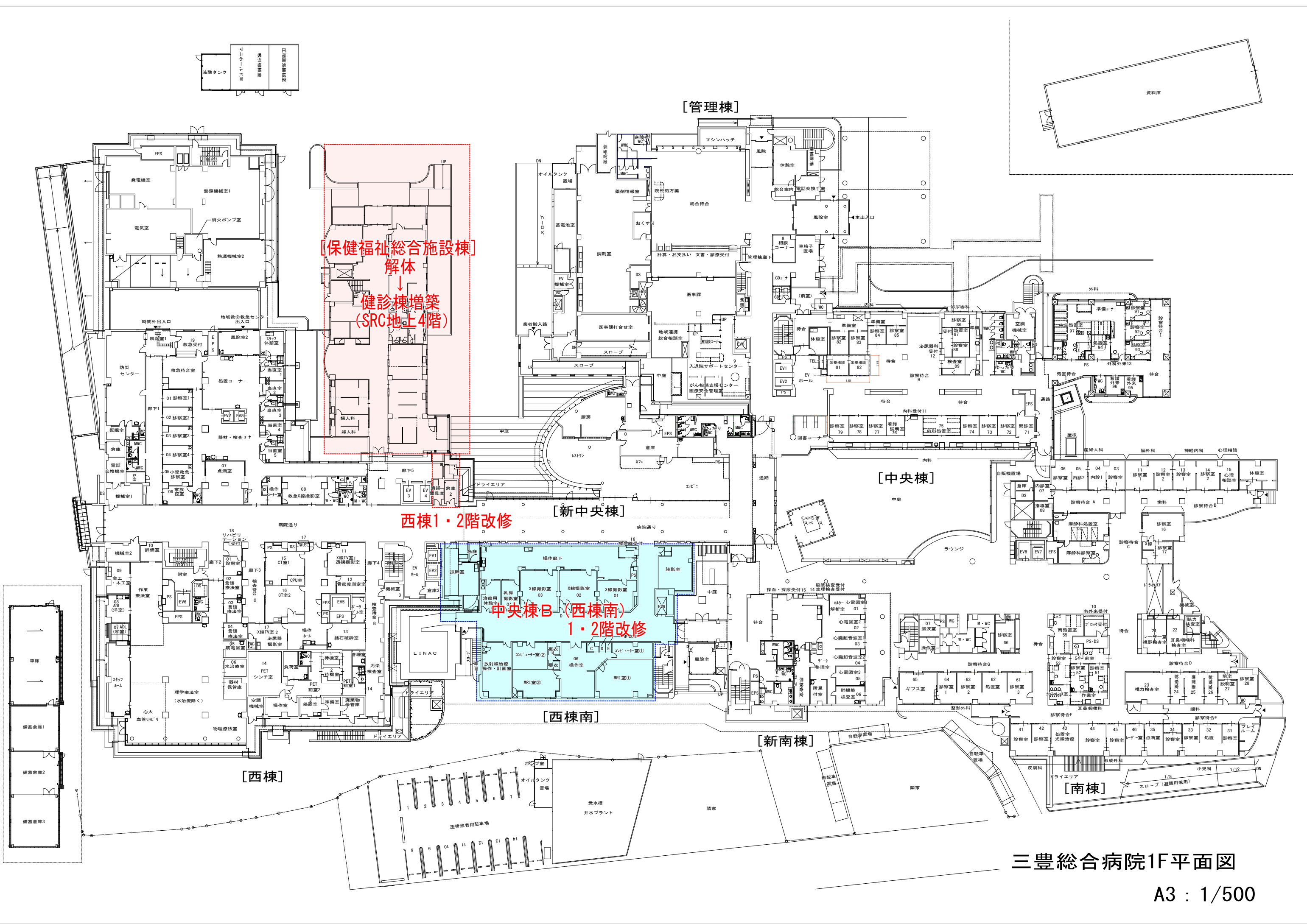
- ④ 令和3年 9月 30日（木） 設計図書の貸出及び入札実施要領等配布（電子媒体）
- ⑤ 令和3年 10月 11日（月） 現地見学（見学希望届提出による予約日時）  
～ 10月 14日（木）
- ⑥ 令和3年 10月 14日（木） 質疑応答書提出締切
- ⑦ 令和3年 10月 19日（火） 質疑回答書送付
- ⑧ 令和3年 10月 26日（火） 入札  
令和3年 10月 27日（水） 入札

### 6 主な工程予定（入札参加資格認定者対象）

- ① 令和3年 12月 1日（水） 準備工事（既存保健福祉施設解体工事準備とも）
- ② 令和4年 1月～2月中旬 既存保健福祉施設解体工事
- ③ 令和4年 2月中旬～12月末 健診棟増築工事（既存西棟1.2階接続改修工事とも）  
諸官公庁完成検査
- ④ 令和5年 1月～3月31日（金） 諸官公庁完成検査、  
引っ越し、医療機器類移設等、医療法検査  
・・・4月 3日（月） 健診棟診療開始
- ⑤ 令和5年 4月～7月31日（月） 既存中央B棟（西棟南）1, 2階改修工事

7 入札参加資格概要

工 事 名	三豊総合病院企業団健診棟整備事業（建築工事）	
用 途	病院	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
階 数	地上 4 階	
延べ床面積	(健診棟)約 4,148 ㎡ (改修)約 1,334 ㎡	
工 事 期 間	健診棟：三豊総合病院企業団の指定する日から令和 5 年 3 月 31 日(金)	
	改 修：令和 5 年 4 月 1 日(土)から令和 5 年 7 月 31 日(月)	
参加申込期限	令和 3 年 9 月 7 日(火)から令和 3 年 9 月 16 日(木)	
受 付 場 所	観音寺市豊浜町姫浜 708 番地 三豊総合病院 中央棟 5 階 施設課	
入 札 日	令和 3 年 10 月 26 日(火)	
入 札 場 所	観音寺市豊浜町姫浜 708 番地 三豊総合病院 管理棟 3 階講堂	
工 事 種 目	建築一式工事	
参 加 形 態	単体企業又は、特定建設工事共同企業体(以下、共同企業体という)	
ラ ン ク	単体企業又は共同企業体の代表者は 1,150 点、その他の構成員 1,000 点以上	
許可区分	特定建設業 建築一式工事	
地 域 制 限	単体企業 もしくは 共同企業体 代表者	香川県内に主たる営業所（本社・本店）を有すること。
	共同企業体 構成員	県内に主たる営業所（本社・本店）を有すること。
技 術 要 件	単体企業 もしくは 共同企業体 代表者	地上部の構造がRC造又はSRC造で、一棟の延べ面積 2,000 ㎡以上の病院用途に供する建築物の建築主体工事の元請業者（共同企業体の場合は、代表者又は出資比率 20%以上の構成員に限る。）としての工事实績があること。また、専任の配置技術者は、延べ面積 2,000 ㎡以上の病院用途に供する建築物の建築主体工事の工事实績があり、監理技術者資格者証(建築一式工事業に係るものに限る)及び監理技術者講了証を有する者で、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。
		営業所に 5 人以上の建築一式工事に係る技術者を有すること
	共同企業体 構成員	地上部の構造がRC造又はSRC造で、一棟の延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物の建築主体工事（新築、増築、改修、又は改築工事で、主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く）の元請業者（共同企業体の場合は、代表者又は出資比率 20%以上の構成員に限る。）としての工事实績があること。配置構成員も同等の工事实績を有する者とする。
		営業所に 5 人以上の建築一式工事に係る技術者を有すること
共同企業体構成	2 者の場合：比率 30%以上 3 者の場合：比率 20%以上	



三豊総合病院1F平面図

A3 : 1/500